

公募受付 Web サービス利用約款

本約款は、お客様（以下「甲」という。）と株式会社電通総研（以下「乙」という。）又は乙の販売店との間において、本約款を直接又は間接的に参照した契約が締結された場合、本サービス（第1条第1項に定義）の利用に適用されるものとし、甲は本約款に従い当該サービスを利用することができるものとします。

第1条（定義）

1. 「本サービス」とは、乙が指定するWebサイト経由で提供されるオンラインの各種公募受付に対応するWebポータルサービス（奨学寄附金申請Webサービス、学会・一般寄附金申請Webサービス、又は研究者主導臨床研究公募Webサービスを含むがこれらに限られない。）を意味します。本サービスには、関連するサポートサービス、運用・メンテナンスサービス及び監視サービスを含みます。
2. 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するにあたり乙が利用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアを意味し、乙が本サービスのために利用するアマゾンウェブサービスジャパン合同会社（以下「AWS 社」という。）より提供されるWebサービスを含みます。
3. 「利用責任者」とは、本サービスを利用するにあたり甲が指名する特定の従業者を意味し、その氏名及び連絡先等は本契約に明記されるものとします。乙に対する本サービスの問い合わせ、その他の連絡等は、甲の利用責任者を通じて乙との間で行われるものとします。利用責任者を変更する場合、甲は変更後の利用責任者について、本契約において明示されると同等の氏名及び連絡先等の詳細を書面又は電子メールをもって予め乙に通知するものとします。
4. 「申請者」とは、本サービスにおいて申請を行う者であって、本件Webサイトにアクセスして当該申請に必要な情報を登録する者を意味します。
5. 「申請情報等」とは、甲及び申請者が本サービスを通じて本件Webサイトにアクセスし、登録する申請にかかわる情報を意味します。
6. 「本件Webサイト」とは、本サービスを提供するにあたり、乙が甲向けに作成するWebサイトを意味します。本件WebサイトのURLは、第3条の定めに従い乙から甲へ通知されるものとし、甲は、当該URLを自ら運営するWebサイト上に掲示する等により、申請者に対して開示するものとします。
7. 「本契約」とは、本約款に基づき甲乙間で締結される本サービスの提供に関する契約（本サービスでは、原則として、注文書・注文請書の授受により契約が成立する。）を意味し、サービス仕様書を含むものとします。なお、注文書・注文請書と本約款の規定が異なるときは、注文書・注文請書の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとします。
8. 「サービス仕様書」とは、乙より甲に別途提示される本サービスの内容及びサービスレベルを定めた書面を意味します。
9. 「初期設定作業」とは、本サービス利用のために甲により記載された設定シートに基づき乙が実施する初期の設定作業を意味します。初期設定作業には、利用責任者向けのトレーニングも含まれます。初期設定作業の提供条件は、第3条及び本約款の別紙に定めるとおりとします。

第2条（本サービス）

1. 乙は、本サービスの提供期間中、本契約に従って本サービスを甲に提供するものとします。なお、乙は、甲に事前に通知することにより、本契約の内容を変更することができるものとします。かかる変更が甲にとって不利益であると合理的に認められる場合、甲は、当該変更にかかる通知が到達した日から30日以内に、乙に書面にて通知することにより、本契約を解約することができます。この場合、甲は第13条第4項に準じて返金を受けることができるものとします。
2. 甲は、以下の責任を負うものとします。
 - (1) 本サービスの利用にあたり本契約を遵守すること
 - (2) 公開情報等の正確性、品質、完全性、合法性等について保証し、これらに関す

- る一切の問題を自らの費用と責任において処理すること
- (3) 本サービスを甲自身の事業に供する目的に限定して利用すること
3. 甲は、以下のことを行ってはなりません。
- (1) 本契約において認められる場合を除き、本サービスを第三者に利用させること
- (2) 本サービスを、権利侵害、名誉毀損その他の違法又は不法な内容を保存したり、送信したりするために利用すること
- (3) 本サービスを、悪質なコード（ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬等、プログラムの実行やデータの保存に悪影響を及ぼすコードをいう。）を保存若しくは送信すること又はその可能性を認識したにもかかわらず前記の利用をすること
- (4) 本サービスの性能を妨害又は混乱させること
- (5) 本サービス又はそれに関連するシステム又はネットワークに対する不正アクセスを試みることを

第3条（初期設定作業・情報管理）

1. 甲は、本サービスの利用に先立ち、本サービスを通じて申請を受け付ける公募制度に関する申請情報等のうち、初期設定作業に必要であるとして乙が要請する情報及び書面を利用開始予定日の3営業日前までに、利用責任者を通じて乙に提供するものとします。
2. 乙は、前項に基づく情報提供を受けた後、利用開始予定日までに、初期設定作業として甲向けの本件Webサイトを構築の上、環境設定を行い、作業の完了後速やかに甲に通知するものとします。当該通知を受け、甲は速やかに本件Webサイトに掲載の情報及び本件Webサイトの稼働状況について検証を行い、障害を認めた場合は、乙にその補修を要請するものとします。乙は当該要請を受け、速やかに該当箇所の補修にあたるものとします。
3. 本サービスの提供期間中に本件Webサイト上の情報の追加、差し替えその他の変更が生じる場合であって、申請情報等が掲示されている箇所により甲における対応に制約が認められるときは、甲は乙に対して当該対応を要請することができるものとします。
4. 利用責任者は、本条第2項に基づき本件Webサイト上に設定される情報を含め、本件Webサイトに掲示される情報の変更、更新、差し替え、削除等の手続を行うために必要なアカウント権限（ユーザーIDとパスワード）を付与されるものとします。申請者は、申請情報等を本件Webサイトにおいて登録することにより、申請者毎のアカウント権限（ログインIDとパスワード）の付与を受けるものとします。申請者は、当該アカウントを用いて申請中の内容の照会を行える他申請後の追加情報の登録及び状況確認ができるものとします。甲は、利用責任者による本件Webサイト上での情報開示並びに申請者による本件Webサイトへのアクセス、情報の照会及び新規登録等について適切に管理を行う等、甲及び申請者による本サービスの適正使用の確保及び不正使用の防止等について責任を負うものとします。

第4条（関連サービス）

1. 乙は、本サービスの提供期間中、利用責任者からの本サービスの使用上の質問に電子メールにより回答するサポートサービス（以下「サポートサービス」という。）を提供します。サポートサービスの内容及び条件については、サービス仕様書に定めるものとします。なお、サポートサービスの対価は、第6条に定めるサービス料に含まれるものとします。
2. 乙は、本サービスの提供期間中、甲から本サービスの利用に際しての甲からの運用上の支障等に関する問い合わせを受け付け、また善良な管理者の注意を払い本サービス用設備の稼働不良その他の原因による本件Webサイトの表示又は動作の不具合に対処するための体制を維持し、甲からの問い合わせに応じて適時に適切な対応をするサービス（以下「運用・メンテナンスサービス」という。）を提供します。運用・メンテナンスサービスの内容及び条件については、サービス仕様書に定めるものとします。なお、運用・メンテナンスサービスの対価は、第6条に定めるサービ

ス料に含まれるものとします。

3. 乙は、本サービスの提供期間中、本件Webサイトの正常稼働を監視する体制を維持し、乙所定の監視サービス（以下「監視サービス」という。）を提供するものとします。監視サービスの内容及び条件については、サービス仕様書に定めるものとします。なお、監視サービスの対価は、第6条に定めるサービス料に含まれるものとします。

第5条（問い合わせ対応）

1. 本サービスを通じて甲が開示する申請情報等の内容及びこれに対する申請者からの問い合わせ、又は苦情若しくは請求等について、乙は一切関知せず、対処する責任を負いません。甲は、本件Webサイトへ誘導するリンクを自ら運用するWebサイト等に設けるにあたり、本件Webサイトに関する申請者からの問い合わせの一切を受け付ける甲の窓口を明示するものとします。
2. 申請者からの申請情報等の受付け、当該申請情報等の確認並びに承認又は却下の判断及び結果の申請者への通知、その他申請者からの問い合わせ、申請者による不正使用等への対応については、甲の判断と責任の下に行われるものとし、乙は対処する責任を負いません。甲は、前項に定める甲の窓口を通じて申請者との連絡を図るものとします。

第6条（料金及び支払条件）

1. 本サービスの料金（以下「サービス料」という。）及び初期設定作業の料金（以下「初期設定料」という。）は、本契約に定めるものとします。
2. 甲は、サービス料及び初期設定料について、本サービス利用開始月の翌月末日までに消費税等とともに乙指定の銀行口座に振り込み支払うものとします。なお、初期設定料の支払いは、本サービスの初回利用時に限られます。
3. 乙が支払期限までにサービス料又は初期設定料を受領できなかった場合には、乙は甲に対し支払期限の翌日から完済の日まで年利14.6%の割合による遅延利息を請求することができるものとします。
4. 甲の乙に対するサービス料の支払が30日以上遅滞している場合には、乙は、当該債務が全額支払われるまで、本サービスを停止することができます。
5. 乙は、1ヶ月前の通知をもって甲と協議・合意の上、第13条第1項に基づき更新される次年度に適用されるサービス料を改定することができるものとします。

第7条（財産権）

1. 本契約に基づき甲に対して明示的に許諾された限定的な権利を除き、乙は本サービスに関する全ての権利及び利益（全ての関連する知的財産権を含む。）を留保します。乙は、本契約に明示的に規定される場合を除き、甲にいかなる権利も許諾するものではありません。
2. 甲は、以下のことを行わないものとします。
 - (1) 本サービスの派生物を作成すること
 - (2) 本サービスの一部又はそのコンテンツを複製すること
 - (3) 本サービスのリバースエンジニアリングをすること
3. 甲と乙の間では、甲のみが、全ての公開情報等又は申請情報等についてのあらゆる権利及び利益を所有しています。

第8条（守秘義務）

1. 「秘密情報」とは、一方当事者（以下「開示者」という。）が他方当事者（以下「受領者」という。）に対して、口頭又は書面若しくは電磁的記録で開示する全ての秘密の情報であって、秘密であると指定されたもの、又は情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。乙の秘密情報には、本サービスが含まれるものとします。また甲及び乙の秘密情報には、本契約の条件、並びに開示者が開示する、事業、テクノロジー・技術情報、ビジネスプロセスが含まれるものとします。但し、秘密情報には、以下の情報は含まれないものとします。
 - (1) 開示者に対する義務違反なく、公知であるか又は公知となった情報

- (2) 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報
- (3) 開示者に対する義務違反なく、受領者が秘密保持義務を負うことなく第三者から受領した情報
- (4) 受領者が独自に開発した情報
2. 開示者が書面で別段の許可をした場合を除き、受領者は、秘密情報を、善良な管理者の注意をもって管理し、本契約の範囲外の目的のために開示又は利用しないものとします。また、受領者は、秘密情報へのアクセスを、本契約の目的のためにアクセスする必要がある自己の役員及び従業員、並びに第15条第4項に定める委託先に限定するものとし、それらの者に、本条に基づき自らが負う義務と同等の義務を課し、その履行に責任を負うものとします。
3. 受領者は、法令により強制される場合には、秘密情報を開示することができます。但し、受領者は、当該開示の強制について、開示者に事前の通知を行うものとします。
4. 本条の規定は、本契約の終了後も3年間有効に存続します。

第9条（個人情報）

1. 本条における個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」における個人情報の定義（同法第2条第1項）と同義とします。甲は、第5条第2項に定める対応に伴う申請者の個人情報の取得、その他個人情報の保護に関する責任者を指名の上、善良な管理者の注意をもって管理し、不正なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して合理的な安全策を講じるとともに、申請者からの問い合わせ及び要求等に速やかに対応するものとします。
2. 乙は、本サービスを提供するにあたり、甲が管理する申請者の個人情報にはアクセスしないものとします。但し、甲から個別の要請を受けてやむを得ず申請者の個人情報にアクセスする必要がある場合、乙は当該アクセスに必要であるとして甲より通知を受けたID及びパスワードにより実際にアクセスを行う者（以下「アクセス者」という。）を限定し、善良な管理者の注意の下、アクセス者に対しては、予め個人情報への不正なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等を行わないよう十分に認識させるものとします。
3. 甲は、自ら運営するWebサイト等を通じて、前項に基づき申請者の個人情報に乙がアクセスすることについて、申請者の承諾を予め取得するものとします。
4. 甲及び乙は、申請者の個人情報の紛失、漏洩、破損等の事故を認識した場合は、速やかに当該事実を相手方に通知し、相手方とともに損害の発生、拡大の防止のために必要な緊急対策を講じるよう誠実に対応するものとします。
5. 甲及び乙は、本契約に定める他、個人情報の取り扱いについては、適用される法令（通達、ガイドライン等を含む。）を遵守するものとします。

第10条（保証及び責任の範囲）

1. 乙は、本契約に定める条件に従い本サービスを提供するものとします。但し、サービス仕様書に定めるサービスレベルについては、本サービスに関する乙の努力目標を定めたものであり、当該サービスレベルの指標値を下回った場合でも、乙はサービス料の返金又は損害賠償その他如何なる責めも負わないものとします。但し、乙の故意又は重過失により、本サービスの提供がサービス仕様書に定めるサービスレベルを著しく下回り、甲に損害が生じた場合における返金又は損害賠償については、この限りではありません。
2. 甲及び乙は、自己が本契約を締結する法的権限を有していることを表明し、保証します。
3. 甲及び乙のいずれにおいても、本サービスの提供又は利用に関する保証は、本契約に明示的に規定されているものに限られることを了解します。

第11条（知的財産権等）

1. 甲は、本サービスが乙及びAWS社等の提供元の財産であり、かつその一切の知的財産権は乙及びAWS社等の提供元に帰属していることを了解します。
2. 乙は、甲による本サービスの利用が第三者の日本国における特許権、著作権、商標権その他の知的財産権を侵害しているという理由に基づき甲が第三者より請求を受けた場合、次のすべての条件を満たす場合に限り、乙は甲を防御し、敗訴判決又は和解が確定した場合には甲の当該第三者に対する損害賠償金額及び合理的な費用（弁護士費用を含む。）を負担します。
 - (1) 甲が乙に対し、請求の事実及び内容を速やかに書面にて通知すること
 - (2) 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、かつこれに合理的に必要な援助をすること
3. 本サービスが前項に規定されている第三者からの請求の対象となるか、又はそのおそれがあると乙が判断した場合には、乙はその選択と費用負担において、以下のいずれかの措置を講ずるものとします。
 - (1) 甲のために本サービスを継続して使用できる権利を取得すること
 - (2) 侵害とならないよう本サービスを変更すること
 - (3) 前二号のいずれの方法も合理的にとり得ないと乙が判断した場合、第12条第1項に従い損害賠償を行なった上で、侵害対象となっている本サービスについて本契約を解約すること
4. 前二項にかかわらず、AWS社提供のWebサービスその他第三者のソフトウェア商品等が本サービスの提供過程において用いられる場合、それらサービス及びソフトウェア商品等に関する請求等については、それらサービス及びソフトウェア商品等の提供元所定の条件に従い、前項にて対象とされている補償等の対処がなされるものとします。
5. 本条は、知的財産権侵害に関する乙の責任の全てを規定したものです。

第12条（責任の限定）

1. 本契約における乙の甲に対する損害賠償責任の総額は、請求原因の如何を問わず、当該損害賠償責任を負うべき事態の発生した直前12か月間に、該当する本サービス又は初期設定作業につき本契約に基づき乙が甲より受領したサービス料又は初期設定料の総額を限度とし、かつ乙の責めに帰すべき事由により直接の結果として甲が現実に被った通常の損害（逸失利益、及び前条第2項の場合を除き第三者からの甲に対する請求に基づく損害は含まれない。）の賠償に限られます。
2. 甲による損害賠償請求は、当該損害賠償事由の発生日から90日以内に行わなければ請求権を行使することができないものとします。
3. 乙の故意又は重過失による場合及び乙の責めに帰すべき事由により発生した人身傷害に対する賠償責任には、前二項による責任の制限は適用されないものとします。
4. 乙が本サービス用設備として利用するAWS社のWebサービスについて、甲は、AWS社所定のAWSカスタマーアグリーメント、AWSサービス条件、その他AWS社所定の定めが本契約等に優先して適用される（料金及び支払方法を除く。）ことを了解し、それらAWS社所定の条件を適宜AWS社のWebサイト等を通じて確認し、適用される諸条件を十分に理解の上、承認するものとします。

第13条（有効期間及び解約）

1. 本サービスの有効期間は、本契約に定めるとおりとします。但し、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から相手方に対し、書面により条件の変更又は更新しない旨の通知がなされない限り、当該期間は1年間、同一条件にて自動的に更新され、以降も同様とします。
2. 甲及び乙は、相手方が以下に該当する場合には、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解約することができます。
 - (1) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始、若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき
 - (2) 手形又は小切手の不渡りがあったとき

- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 本契約の条項に違反し、相当期間内に改善されないとき
 - (5) 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
3. 甲及び乙は、次条に定める最低利用期間を除き、1ヶ月前までに相手方に通知することにより、本契約をいつでも解約し、本サービスを終了することができるものとします。
 4. 本条第2項記載の解約事由に基づき甲が解約をした場合、又は前項に基づき乙が本契約を解約した場合、乙は甲に対し、解約日以降の残存期間分に相当する前払のサービス料を返金するものとします。
 5. 前項以外の事由に基づく解約の場合、甲は、解約日以降の残存期間分に相当する未払いの料金を支払うものとします。いかなる解約も、甲が解約日以前に乙に支払うべき料金について、甲の支払義務を免除するものではありません。
 6. 本契約の有効期間中に甲が乙に要求した場合、乙は、本契約の終了後、別途有償にて、公開情報等を記録媒体に記録し、甲に提供するものとします。本契約の有効期間中に当該要求がなされなかった場合、乙は、本契約の終了後速やかに、公開情報等を破棄するものとします。
 7. 第6条乃至第15条は、本契約の解約又は満了後も存続するものとします。

第14条（最低利用期間）

1. 本サービスの最低利用期間は、サービス期間開始日より12か月間とします。
2. 甲は、前項の最低利用期間内に本契約の解約を行う場合は、乙が定める期限までに、未払いの初期設定料及び解約日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応するサービス料に相当する額を、消費税を付加して一括して乙に支払うものとします。

第15条（一般条項）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、疫病、感染症、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、サイバー攻撃、その他自らの責めに帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く。）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとします。但し、不可抗力により影響を受けた当事者は、当該不可抗力の発生を速やかに相手方に通知するとともに、その費用負担等につき協議の上、復旧に向けて誠意をもって努力するものとします。
2. 乙は、甲への通知その他の連絡について、利用責任者宛てに電子メール、書面等を発信又は送付する方法により行うものとします。甲が乙に届け出た連絡先が事実とは異なるために通知その他の連絡が甲に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時に甲に到達したものとみなします。
3. 甲及び乙は、外国為替及び外国貿易法等、技術輸出に関する関連法規を遵守するものとします。
4. 甲及び乙のいずれにおいても、本契約に基づく自己の何れかの権利又は義務を相手方の事前の書面による同意なく譲渡することはできません。但し、乙は、自らの責任において甲に対する本サービスの提供の一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、乙は当該第三者に対し第8条及び第9条に規定される乙の守秘義務及び個人情報保護義務と同等の義務を負わせるものとします。
5. 甲及び乙は、本契約成立日時点において、互いに相手方に対し、自己若しくは自己の役員又は経営に実質的に関与している使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「暴力団等」という。）ではないこと及び暴力団等の維持又は運営に協力又は関与していないこと、並びに自己の経営に暴力団等が関与していないことを表明し、保証します。
6. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合、相手方に対する何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、名誉・信用の毀損、暴力的行為、

詐欺、脅迫的言辞、業務妨害行為、不当要求行為等の行為をした場合

- (2) 役員又は経営に実質的に関与している使用人が、暴力団等であることが判明した場合又は暴力団等の維持又は運営に協力若しくは関与していることが判明した場合、あるいは自己の経営に暴力団等が関与していることが判明した場合
7. 前項に基づき解約をした当事者は、当該解約により相手方に損害が生じても、これによる損害賠償責任を一切負わないものとします。
 8. 本契約は、本サービスに関する甲乙間の唯一の合意を構成します。本契約の締結の前後を問わず、甲乙間で本契約と異なる合意がなされた場合においても、当該合意が本契約を明確に特定した書面にて証されない限り、当該合意は何ら効力をもたないものとします。
 9. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。
 10. 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(以下、余白)

別紙 初期設定作業の提供条件

第1条（サービスの提供）

1. 乙は、甲に対し、「初期設定作業の提供条件」（以下「提供条件」という。）に従い、初期設定作業（以下「本作業」という。）を提供します。本作業にも本約款の規定が適用されますが、本約款の規定と提供条件の規定が異なる場合は、提供条件の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとします。
2. 本作業における乙の作業形態は、甲が主体として行う作業に対して乙が必要な支援作業を実施する準委任形態とします。

第2条（甲の協力）

1. 乙から甲に対し、乙が本作業を提供する上で必要となる技術資料、業務資料等及び甲保有のシステム・ソフトウェア等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、甲は乙に対しこれらを適宜無償で貸与します。
2. 乙が本作業を甲の事務所等で実施する必要がある場合、甲は実施場所、什器、備品及び甲の担当者に対する場合と同等の通常の庶務サービスが無償で乙に貸与・提供します。この場合、乙は甲の事業所等における安全衛生、秩序維持等に関する甲の諸規則を遵守するものとします。

第3条（確認）

乙は、本作業の終了後速やかに当該作業の報告を取りまとめ、乙所定の「作業完了報告書」により当該作業の終了を甲に報告するものとします。甲は当該「作業完了報告書」受領後速やかに、その内容についての確認を行い、異議がない場合には、乙所定の「作業完了確認書」に記名押印することにより、本作業の完了を確認するものとします。なお、甲が当該「作業完了確認書」に記名押印しない場合であっても、当該「作業完了確認書」受領後7日以内に甲から書面による異議の申し出がない場合には、当該期間の満了時に確認は完了したものとします。

第4条（保証）

1. 乙が提供する本作業は、乙の入手し得る情報に基づく、専門家として最善の努力によるものとします。
2. 乙が提供する本作業及び「作業完了報告書」等の評価、業務への適用、その他の処置については、甲が全ての責任を負うものとし、乙は、技術支援サービスに関し、修正等の追完又はその利用に関して甲に生じた損害に対する賠償その他の一切の責任を負いません。

以上

（以下、余白）